

令和7年度 第3回
「江東区地域自立支援協議会」
議 事 録

1 日 時 令和8年3月18日（水）午後1時30分～午後3時00分

2 場 所 江東区文化センター6階 第1～2会議室

3 出席者 里村 恵子 伊東 直樹 篠田 哲也 石井 公子
平松 謙一 尾上 清 伊藤 善彦 高井 伸一
青柳 浩二 岡田 芳久 田村 満子 油井 真
増田 亨

4 会議次第

(1) 開 会

(2) 議 事

- ・ 障害者実態調査結果の概要について
- ・ 障害者差別解消法の実績報告について
- ・ 指定特定相談支援事業について
- ・ 専門部会からの報告
- ・ 令和8年度における専門部会長会について
- ・ 令和8年度予算（案）について
- ・ その他（障害者グループホームの整備状況について）

(3) 閉 会

5 資 料

- 資料 1－1 障害者実態調査実施結果について
- 資料 1－2 江東区地域生活に関する調査集計結果概要
- 資料 2 令和 7 年度障害者差別解消法受付台帳
- 資料 3－1 指定特定相談支援事業等について
- 資料 3－2 計画相談実績の推移およびセルフプランについて
- 資料 4 令和 7 年度江東区地域自立支援協議会 専門部会からの報告
- 資料 5 令和 8 年度の専門部会長会における活動内容等について
- 資料 6 令和 8 年度江東区予算案～主な事業の紹介～（抜粋）
- 資料 7 障害者グループホームの整備状況について

参考 委員名簿

6 傍 聴 会場 0 名

7 議 事 録

令和7年度第3回江東区地域自立支援協議会

令和8年3月18日

【障害者施策課長】

定刻になりましたので、ただいまより、令和7年度 第3回「江東区地域自立支援協議会」を開会いたします。本日は、委員の皆様ご出席いただき誠にありがとうございます。私は障害者施策課長の栗原と申します。よろしくお願い申し上げます。

まず、資料の確認をさせていただきます。本日は、資料1～7及び参考資料に基づきご説明いたします。お持ちでない方は事務局までお知らせください。

本日は、終了予定時刻は午後3時00分を予定しておりますので、協議会の運営にあたりご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。なお、本日は、有上委員、吉田委員、肥田委員、吉川委員、木内委員より欠席のご連絡をいただいております。

それでは、このあとの議事進行は、里村会長にお願いしたいと存じます。会長、よろしくお願いいたします。

【里村会長】

それでは、議事に入ります前に、会議の公開について事務局から説明をお願いします。

【障害者施策課長】

会議の公開につきましては、一般傍聴として募集しておりますが、本日の傍聴希望者は0名です。

また、当会議は議事録作成のため、録音をさせていただきます。恐れ入りますが、議事録作成の都合上、ご発言の際は、お名前をおっしゃっていただきたいと思います。議事録は作成後、ホームページやこうとう情報ステーションで公開する予定です。

【里村会長】

それでは、ただいまより議事に入ります。

議事1 「障害者実態調査結果の概要について」、事務局より説明をお願いします。

【障害者施策課長】

はい。障害者施策課長です。それでは、資料1－1を御覧願います。こちらは、障害者実態調査の実施結果になります。

項番２、調査時期についてです。調査は障害者や障害児の方の保護者、あるいはサービス提供事業所、障害者団体に対して、９月から１１月にかけて実施しました。

次に項番３、調査票配布・回収状況です。障害者本人の回収件数は２,２１０件、回収率は５５.４％でした。障害児の回収件数は６１２件、回収率は６０.２％と、前回と比較し大幅に回収率が増えたところでございます。これは、今回よりウェブでの回答方法を追加したことにより、より回答いただけたと考えております。

資料１－２をご覧ください。こちらは調査の集計結果の概要となります。１ページから４ページまで、調査項目を記載させていただきましたが、この中で今回は、色づけした主な項目についての集計結果を５ページ以降に記載しております。

１３ページをご覧ください。障害者本人に対する設問のうち、問４５「障害者支援施策に満足していますか。」についての問いは、「満足している」、「やや満足している」を合わせた割合は５６.０％と前回より１.９％の微増となったものの、「やや不満である」、「不満である」という割合は依然として２７.１％となっております。

２６ページをご覧ください。こちらは、先ほどご説明した設問と同様の満足度に関する問いに対する障害児の保護者の方への回答になります。「満足している」、「やや満足している」を合わせた割合は５５.２％である一方、「やや不満である」、「不満である」という割合は４１.８％となっております。

次に３１ページをご覧ください。こちらはサービス提供事業者への設問になります。問２０「職員数は充足しているか。」に対し、「非常に不足している」、「不足している」、「やや不足している」を合わせると８１.１％となっております。人材確保は引き続き厳しい状況となっております。

資料１－１の項番５をご覧ください。今後の予定になります。全ての質問と回答結果につきまして、現在集計を進めており、３月末に最終報告書としてまとめる予定でございます。

なお、今年度は実態調査の回答を集計して、今後その結果を踏まえ、来年度、障害福祉計画・障害児福祉計画の次期の策定をいたします。調査結果を詳細に分析した上で反映させるとともに、今後の施策の検討にもこの調査結果を活用してまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

【里村会長】

ありがとうございました。

何かご意見、ご質問はありますでしょうか。

(田村委員挙手)

【里村会長】

田村委員お願いいたします。

【田村委員】

はい。児童部会の田村です。調査結果概要の13ページ、問45が障害者の方、そして26ページの問40が障害児の施策についての満足度ですが、約半数の人は、満足で残りの約30%が不満であると読み取れます。両方ともほぼ同じような比率で述べられていると思います。この原因について、アンケートからどんなことが不満に思えるのかを教えてくださいと幸いです。以上です。

【里村会長】

事務局お願いいたします。

【障害者施策課長】

はい。障害者施策課長です。調査結果についてですが、先ほどご説明したとおり、資料1-2の1ページから4ページまで、こちらは多くの設問を今回皆さんから聴取しております。障害者（児）ともに様々な設問を設けており、これから調査結果についてクロス集計を行っている段階です。例として、この設問で困っている方が、具体的にどの障害種別で、どのような困り事をしているのか等、様々な分野別の調査結果を出そうと考えております。

またクロス集計を基に、障害種別の違いなどを踏まえ、どのような困り事があり、どう不満に思っているのかについて見えてくるかと思えます。今後、これらを慎重に分析し、今後の計画や今後の施策に結びつけていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

【田村委員】

ご説明いただきありがとうございます。クロス集計の結果について、令和8年度の1回目の会議で報告を行うのでしょうか。

【障害者施策課長】

はい。障害者施策課長です。結果につきましては、事務局で調整をしているところでございます。報告書はかなり膨大な量になりますので、こちらについては完成次第、ホームページで公開する予定です。各委員にも結果が分かり次第、ご案内できるかと考えているところでございます。以上です。

【里村会長】

ありがとうございました。

他に何かご意見、ご質問はありますでしょうか。

（ 発言なし ）

【里村会長】

ご意見など出尽くしたようですので、この議題は終了とさせていただきます。

続きまして、議事2「障害者差別解消法の実績報告について」事務局より、説明をお願いいたします。

【障害者施策課施策推進係長】

施策推進係の廣瀬です。資料2に基づき、障害者差別解消法に関する相談の受付状況についてご説明いたします。着座にて失礼いたします。

令和7年度の相談件数は2月末までの間に、13件のご相談をいただいております。令和2年度が8件、3年度が17件、4年度が4件、5年度が11件、6年度が17件と推移してきているところでございます。

具体的なお相談として一つご説明いたします。3ページの9番、精神障害者の方からの相談です。賃貸住宅の契約手続において、入居希望者である当事者から提出があった資料をもとに貸主が入居希望者に障害があることを認識し、仲介会社を通じて手続停止が示されたとの相談が寄せられました。

相談者からは、障害者差別解消法における「合理的配慮の提供」および「不当な差別的取扱いの禁止」の観点から、本件対応が適切であるか疑義があるとして、仲介会社および貸主に対し、説明責任の明確化や審査要件の透明性について案内を求める要望がありました。

本課としては、相談者に対し、区内の仲介会社へ障害者差別解消法の趣旨を伝え、相談者との建設的な対話を促すよう働きかけることが可能であることを説明しましたが、相談者は行政による罰則的な対応を希望しており、本課の提案は相談者の希望とは異なるとして、行政からの働きかけは不要である旨の回答を受けました。

そのため、本件については、宅地建物取引業法の対象となる不動産取引に関する相談窓口である東京都の専用窓口を紹介し、本課としての対応を終了いたしました。

その他の相談については、のちほど資料をご参照ください。

区では、令和6年度から区内事業所等への障害理解の啓発と合理的配慮の提供義務の周知を目的に、「障害当事者とともに学ぶ障害理解促進ワークショップ」を開催しております。受講された方々からは好評ですが、開催時間の長さから受講しづらいという声もあり、令和8年度は少し内容や対象を変更したものを検討しています。開催時期も含めて、詳細が決まりましたら、皆様に、ご案内をさせていただきます。

そのほか、区ホームページやリーフレットを活用した周知継続に努めるとともに、今期の権利擁護部会とも連携しながら、気軽で相談しやすい環境づくりをしていきたいと考えております。引き続き、ご協力をいただきたく存じます。説明は以上になります。

【里村会長】

ありがとうございました。
何かご意見、ご質問はありますでしょうか。

(田村委員挙手)

【里村会長】

田村委員お願いいたします。

【田村委員】

はい。児童部会の田村です。障害者差別解消法の電話の中で、お子さんの相談で書字障害の保護者の方が、何度も連絡を入れているかと思いますが、学校関係者、就労されている方に対し、書字障害、LDの対応についての合理的配慮の在り方に対してどのような対応をされているか教えてください。

【里村会長】

事務局お願いいたします。

【障害者施策課施策推進係長】

はい。施策推進係の廣瀬です。ご質問にお答えいたします。

田村委員のおっしゃるとおり、書字障害の児童の保護者ですが、ご本人は匿名のため特定できませんが、お子さんの状況も含め、同じことをおっしゃっているので、同じ方と推測されております。

ご本人からの要望ですと、匿名で希望されております。お子さんに対して、直接学校から色々言われるのは嫌だという思いがあります。区で随時、教育委員会へ、ご本人の意図を踏まえ、障害についてお伝えしているところでございます。

また、後半のLDの部分で、就労関係の方についても、こちらは他部署ではございますが、特定しても良いというお話もありました。こちらで協力できるかについて、お話をさせていただいているところでございます。以上です。

【田村委員】

ありがとうございます。この事例について課題を教育委員会と話し合い、何か進展が見られたでしょうか。児童部会で、発達障害のお子さんの保護者交流会を実施しております。このような問題点を保護者同士で話し合いながら、どう解決していくかについて、相談会に携わっております。課と教育委員会との関係の中での打合せ内容や連絡等について、どのような方向性で行っておりますか。お願いいたします。

【里村会長】

事務局お願いいたします。

【障害者施策課施策推進係長】

はい。施策推進係の廣瀬です。田村委員のご質問にございます教育委員会と本課との関わりでございますが、本件の相談については個々の案件でございます。閉じられた各学校だけで終わっている問題ではなく、教育委員会や様々な学校に共通している事案ということもあり得ると思いますので、そこを含め、教育委員会の指導室にご相談、情報提供を行っております。

また、本係で障害児（者）の親のための講座を行っており、知的障害や発達障害の講座については、障害関係の先生方とも関わりながら、事業を実施しているところでございます。以上です。

【田村委員】

ありがとうございます。こども分野で保護者の方は、学校との在り方に随分お悩みがあるかと思しますので、教育委員会と連携し、こういった案件を医師、教育委員会等とともに考えていただけるような関わりがあると嬉しいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【里村会長】

他に何かご意見、ご質問はありますでしょうか。

（高井委員挙手）

【里村会長】

高井委員お願いいたします。

【高井委員】

地域生活支援部会長の高井です。よろしくお願いいたします。

説明の中で、精神障害者の方の賃貸契約についてですが、事業所として居住サポートを行っております。特に精神の分野は多いかと思いますが、確かに精神の病だけ、鬱なら入居可で、統合失調症だと入居できないと平気で言われることもあります。差別の問題については、まだ残っていたりして、業者さん、不動産屋は入居を認めておりますが、賃貸のオーナーが嫌だという場面に遭遇することがあります。

今のケースの説明では、確かに罰則は障害者差別解消法の中ではないかもしれませんが、この事例を見ると、賃貸契約の手の過程で自身の病気のことを話して手が中止になることについて、詳しく内容を聞かなければいけないと思っております。この契約の背景が分かるのであれば、差別よりも以前の問題として、不動産屋

はこのようなことをして大丈夫なのかが存在するのであれば、相談する場を案内することが必要ではないかと思いました。分かる範囲で、このケースについて、もう少し教えていただけるとありがたいです。以上です。

【里村会長】

事務局お願いいたします。

【障害者施策課施策推進係長】

はい。施策推進係の廣瀬です。高井委員のおっしゃっている入居契約の手続の過程で、私どもが詳細に突っ込んでお話を伺うまでに至らなかったのが現状です。専門的な窓口として、不動産取引の関係で東京都の専用窓口をご紹介したところでございます。専門性がないため、法的な問題については、専門の機関をご紹介したところでございます。以上です。

【里村会長】

他に何かご意見、ご質問はありますでしょうか。

(発言なし)

【里村会長】

ご意見など出尽くしたようですので、この議題は終了とさせていただきます。
続きまして、議事3「指定特定相談支援事業について」事務局より、説明をお願いいたします。

【障害者施策課基幹相談支援センター長】

障害者施策課基幹相談支援センター長の磯部と申します。どうぞよろしくお願い致します。着座にて失礼いたします。

私からは、議事3「指定特定相談支援事業等」についてご説明をさせていただきます。資料3-1をご用意ください。

まず、1「指定特定相談支援・指定障害児相談支援事業所数及び相談支援専門員数」の推移をご覧ください。一番右側の令和7年12月と書かれている列をご覧ください。令和7年12月末現在の事業所数が31、そのうち特定相談のみを行う事業者数が14、障害児相談も行っている事業所数が17となっております。また、相談支援専門員の数ですが同じ表の下から3段目88名、こちらが江東区全体の人数となっております。先ほどと同じように、そのうち特定相談のみを行う方が33名、障害児相談も行う相談員数は55名となっております。

続きまして、2「事業所への支援」についてご説明いたします。まず、特定相談支援事業所就業・定着促進事業は、相談支援専門員を育成及び確保するため新たな

人材を雇用する経費を区が負担し、特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所を運営する法人に委託する事業となっております。東京都の補助事業を活用しまして、従前から実施しているものでございます。令和7年度については、2法人で契約を締結いたしましたでしたが、そのうち1法人で採用者の確保ができなかったため、実績といたしましては1法人となります。

次に相談連携支援事業、こちらは令和7年度の新規事業となっております。地域移行の促進のための補助金事業であり、地域移行の契約前に実施した、或いは地域移行契約とならなかった場合の、障害当事者との面談や、関係機関との調整等の業務が該当いたします。令和7年度の実績については、1法人となります。

最後に、3「基幹相談支援センター」についてご説明します。令和8年1月23日（金）に江東区障害者福祉センター1階で開設いたしました。最初に着手いたしましたのは、区内31カ所の相談支援事業所の連携強化及び、相談支援専門員の伴走支援となります。

まずは、連携強化の部分で2月17日（火）に第1回目の相談支援専門員交流会を行いました。26事業所42名が参加し、グループディスカッションや、名刺交換の時間を会の中で持ち、顔の見える関係づくりの一步目を踏み出したところです。こちらについては今後も月に一度の開催を計画しており、そのなかで相談支援専門員のスキルアップにつながる研修や事例検討会等を予定しております。

また、それと別に12月から月に一度、区内に8人おります、主任相談支援専門員の方にお集まりいただいて今後の相談支援専門員へのアプローチ方法や基幹相談支援センターの事業内容について一緒に検討していただきました。令和7年度で4回、令和8年度も毎月行うことで主任相談支援専門員の方の了承も得られております。江東区の相談支援事業の中核となる主任相談支援専門員の協力を仰ぎながら、基幹相談支援センターとしての事業を計画していきたいと考えております。

次に、相談支援専門員からの相談件数についてです。令和7年4月1日からの開設準備期間中の件数も含めて、21件となっております。内容については軽重多岐に渡っておりますが、困難事例についての相談も複数寄せられており、今後も相談支援専門員に対する伴走支援を行ってまいります。

令和8年度につきましては相談支援専門員への支援を行っていくとともに、行政や関係機関との連携、地域自立支援協議会への参画を基幹相談支援センターとして行っていくことで区全体の相談支援事業を支えていきたいと考えております。資料3-1についての説明は以上となります。

【障害者支援課支援調整係長】

続きまして、資料3-2「計画相談実績の推移およびセルフプランについて」をご説明いたします。私は障害者支援課支援調整係の鴨田と申します。着座にて説明いたします。

1「計画相談実績の推移」をご覧ください。まず、障害者総合支援法に関する障

害者の計画相談の状況です。令和7年12月段階でのセルフプラン率は23.1%となっております。年度の途中ですが、前年度末、令和7年3月を0.9%下回っていることで、計画相談を利用する方が少しずつ増加している状況がうかがえます。受給者数は増えている中で、セルフプラン率は低下しております。こちらは窓口等で、計画相談を使うようにご案内をさせていただいている結果だと思っております。

次に、児童福祉法に関する障害児の計画相談の状況です。令和7年12月段階でのセルフプラン率は66.0%と、昨年度末に比べ僅かに減少しているところではございますが、障害児のセルフプラン率は高止まりの傾向になっております。受給者数は毎年度100人、200人ずつぐらいい増えている形になっている状況です。

次に、項目2-1及び項目2-2、サービス別のセルフプラン率について、障害者と障害児それぞれに分けて資料を作成しました。昨年6月の第1回地域自立支援協議会において、サービスごとのセルフプラン率をお示しさせていただいたところではありますが、今回も引き続き、最新のデータに更新しました。サービスごとの実人数ですが、サービスの重複利用の方もいらっしゃるので、1の項目で説明しました受給者数と一致しないことをご了承ください。

セルフプランから計画書への移行につきましては、これまで同様3年ごとの認定調査や、毎年の概況調査、もしくは支給サービスの相談のあった際に、利用者に対して計画相談の役割や必要性の説明を念入りに行っており、導入を提案する取組をやらせていただいているところでございます。その結果、少しですがセルフプラン率が少なくなっているかと思っております。

事業所が作成するサービス利用計画の増加に向けて、引き続き取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。説明は以上です。

【里村会長】

ありがとうございました。

何かご意見、ご質問はありますでしょうか。

(高井委員挙手)

【里村会長】

高井委員お願いいたします。

【高井委員】

地域生活支援部会の高井です。よろしくお願いいたします。

セルフプラン率も徐々に下がっていますし、サービス別ごとに出していただき、すごく傾向が分かるようになっているので、すごく良いと思っております。

先日主任研修を受講し、各区のセルフプラン率や、情報を共有しながら検討していくことがあり、都内の様々な事業所と6人で1つのグループで検討しましたが、

同じグループだった、他の市区町村のセルフプラン率が全部1桁でした。江東区と違っており、他の事業所の方と話していて差を感じませんでした。

確認ですが、各区のセルフプラン率の出し方は一緒なのかという疑問があります。もしお分かりであれば、セルフプラン率の各区で高い低いとかが多少あるかと思いますが、計算の仕方が区ごとに違っていたら、比べる意味があるのかと思いましたので、各区で計算の仕方が違うのであれば、分かる範囲で教えていただければと思います。以上です。

【里村会長】

事務局お願いいたします。

【障害者支援課支援調整係長】

はい。障害者支援課支援調整係鴨田です。セルフプラン率の集計についてですが、一番要因として考えられることとして、65歳以上のケアマネがついている人については、計画相談を利用されていないので、セルフプランのような形で数字が出ているところがあります。

実際のところ、ケアマネがついているかどうかは各個人ごとに分かれていますが、データの集計上申し訳ございませんが、計画相談がついていない方のうちケアマネがついている人という集計ができないため、計画相談がついていない方はセルフプランに計算している状況です。

他区に確認した訳ではありませんが、65歳以上の人については、計画相談がついていない人については、集計していない区もあると聞いたことがあります。したがって、江東区もデータで、相談支援を利用されていない方をセルフプランという形で掲載させていただいているところがあります。他区と若干集計の取り方が違っているというお話は聞いたことがあるので、その差なのかと思っております。現在分かる範囲で、その状況になっております。以上です。

【高井委員】

ありがとうございました。多少、区によって母数が変わる可能性もあるということになりますか。

【障害者支援課支援調整係長】

はい、そのとおりです。

【高井委員】

承知しました。今後、都内でどういう集計をしているかは、別の問題だと思います。セルフプラン率が詳しく分かりますので、今後皆さんで検討できるというのはすごく良いと思っております。ありがとうございました。

【里村会長】

ありがとうございました。

他に何かご意見、ご質問はありますでしょうか。

(田村委員挙手)

【里村会長】

田村委員お願いいたします。

【田村委員】

田村です。セルフプランについての質問です。資料３－２の計画相談実績の推移を見て思ったのですが、大人は１８歳から６５歳以上の方まで対象になっていますが、この表だと３,３００人から３,９００人となっており、６００人程度受給者が増えていることが読み取れます。

一方、児童では、０歳から１８歳までですが、受給者数について、最初は１,８００人だったのが２,４００人と増えています。これは、健診を熱心の実施してくだっている結果だと思います。今度、５歳児健診も区で実施を考えていらっしゃるかと思います。それにより、受給者は増える傾向になるかと思います。

江東区は非常に早期発見、早期療育に力を入れてくださっております。給付の体制について、障害者手帳がないことや、医師の診断がないといけない等の部分は、保健相談所や医療機関に相談し、できるだけ早期の対応をしていることが受給者の背景としてあります。

今回、２－１、２－２のサービス別のセルフプラン率についてお聞きしたかと思います。例えば、今年の１２月における児童発達支援セルフプラン率は高いです。しかし、放課後等デイサービスのセルフプラン率は５４．２％と少ないので、放課後等デイサービスを開設していただきたいと考えております。障害福祉サービスが必要とする方が多いため、家族支援でもいろいろな問題が起こります。児童の相談件数は多く、少ない相談支援専門員でどう計画を立てれば良いかが課題だと考えております。

放課後等デイサービスに取り残されている方々がいるのが現状です。実際に、サービスを使っている方が、相談支援が付き添っているか、計画を立てているか立っていないかよりも、誰が児童を見守っているかが一番大きいことだと思います。特別支援学校や小中学校の支援学級のお子さん全員に計画を立ててほしいと考えております。また、通常学級で精神的なケアも必要とするお子さんもおりますので、そこに向けての対策をどう練れば良いかが課題になっています。

資料３－１に戻ります。２「事業所への支援」の中で、特定相談支援事業所への相談支援専門員の育成をどの施設と法人で実施しているか、また、何の実績が上まっているかについてお教えてください。以上です。

【里村会長】

事務局お願いいたします。

【障害者施策課施策推進係長】

はい。施策推進係の廣瀬です。特定相談支援事業所就業・定着促進事業についてのご質問ですが、特定相談ということで、障害児相談支援事業所も含め、毎年新たに専門員を採用する場合公募をかけ、手を挙げていただいた事業者に委託を行っているところでございます。

どこの事業者が委託に当たっているかが見えていないというご質問だと思います。私どもでは、今年度は公開していない部分がございますので、違う事業所名を申し上げると申し訳ないと思っております。改めて、委員の皆様にはご通知をさせていただければと思います。

【田村委員】

ありがとうございます。相談支援専門員を区で育成する事業はやっていないとおっしゃっていましたが、ここで指す育成は、都で研修を受けた方々に対しての支援ということで理解してもよろしいでしょうか。

【障害者施策課施策推進係長】

育成については、事業者が相談支援専門員を増やすために、1年間だけ新たに雇った専門員等に対しての人件費を区が負担する委託事業になっております。実際、区が研修をするのではなく、研修も受けていただく費用も含め、その人件費をこちらで委託しているという形になります。以上です。

【田村委員】

ありがとうございます。実際に支援をした事業所が1件という認識でよろしいでしょうか。

【障害者施策課施策推進係長】

今年度、2事業者から応募があり、事業者ごとに1人分の委託ですが、2事業者のうち1事業者が今回人材確保できなかったもので、1人分だけ採用があったと認識していただければと思います。以上です。

【田村委員】

承知しました。この話は、児童の相談支援専門員をどう増やせば良いかについて、他の事業所まで計画することはあまり見えていないのが現状です。こども発達センターも、どのように相談支援専門員が増やせば良いか考えております。都の研修を受講する方針であれば、事業所への提案をやっていただければありがたいです。

【里村会長】

事務局お願いいたします。

【障害者施策課基幹相談支援センター長】

はい。障害者施策課基幹相談支援センター長の磯部です。恐らく委員がおっしゃっている育成に関しては、基幹相談支援センターで行う毎月の交流会の研修や事例検討がそれに当たるかと考えております。

また、相談支援専門員の横のつながりや、伴走支援が基幹の主な業務となっております。毎月行う全体の相談支援専門員の集まりの他に必要がありましたら、児童のみ等の分野ごとの集まりも、基幹で検討していきたいと思っています。今後も相談支援専門員のお話を聞きながら、必要な集まりを基幹で開催していければと考えております。以上です。

(田村委員挙手)

【里村会長】

田村委員お願いいたします。

【田村委員】

ご説明いただきありがとうございます。今のお話ですが、そもそも相談支援専門員が少ないことについて、どう確保していくかが課題だと考えております。まず、育成の部分で、個々の相談支援専門員の研修受講の働きかけが非常に重要だと考えております。

例えば、放課後等デイサービスを運営している施設が、相談支援専門員を受けてくたさればありがたいと考えております。各施設はかなり努力をしてくださっています。利用者の方々は大変であり、家族の負担も大きいことはご存じかと思います。

まず、相談支援専門員の相談支援事業を立ち上げ、基幹相談支援センターと情報共有を行い、基幹連携会議を行う等、言ってくだされば良いですが、現実に足りないのが現状です。なので、連携会議はどこが担うのかについて、障害者施策課ではないかと考えております。

【障害者施策課長】

はい。障害者施策課長です。ご意見ありがとうございます。委員がおっしゃっていた内容は、我々も受け止めております。相談支援専門員について、相談件数が増えているにもかかわらず、相談支援専門員になるための育成はどのように今後取り組んでいくかという視点のご質問だと思います。

ご案内のとおり、平成27年度から、2事業所になりますが、人材育成や研修等を含め、委託費として計上しております。皆様の大変貴重なご意見をいただきまし

た相談支援専門員数自体を増やすことができるのかについては、皆様から、お知恵をお借りし、区としてどういう支援策が講じられるかにつきましては、引き続き検討していくべき課題と受け止めさせていただきます。皆様からもどのような形で進めれば良いか、区からどういう支援があれば良いかについて、お伺いしながら今後検討を進めて参りたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。以上です。

【田村委員】

ありがとうございました。是非よろしくお願いいたします。

【里村会長】

ありがとうございました。

他に何かご意見、ご質問はありますでしょうか。

(岡田委員挙手)

【里村会長】

岡田委員お願いいたします。

【岡田委員】

ゆめグループ福祉会の岡田と申します。今のお話に関連し、事業所の中で相談支援専門員の研修を受講したい方がいらっしゃいます。実際に資格を取得している方もおりますが、例えばその方を今度、現場から相談支援専門員に配置すると、現場のほうで穴が開くので、そういった事態を考えていかなければならないと思います。相談支援事業だけの問題ではなく、新たに相談支援専門員になられた方の代替のスタッフをどう確保するかを含め考えていただきたいと思います。

また、相談支援専門員の現任研修も現場で支援をしながら受講すると、ものすごい負担になっているのが現状です。施設にも欠員が出る、相談支援専門員の研修に行った方も、最近は様々なワーキングを要求されるので、大変な思いをされています。時間外労働も行っている状態なので、皆様が把握して考えていただきたいと思います。以上です。

【里村会長】

事務局お願いいたします。

【障害者施策課長】

はい。障害者施策課長です。ご意見ありがとうございます。相談支援事業に携わる専門員のスタッフ確保の面で、事業者との体制の問題あるいは、様々な負担がか

かるところについては、皆様のご意見等を踏まえどういった形で進めていくのが適切か、どういった支援が必要なのかを改めて、皆さんからご意見を伺いながら、今後対応できる部分については検討を進めてまいりたいと考えております。以上です。

【里村会長】

ありがとうございました。

他に何かご意見、ご質問はありますでしょうか。

(発言なし)

【里村会長】

ご意見など出尽くしたようですので、この議題は終了とさせていただきます。

続きまして、議事4「専門部会からの報告」今年度の各専門部会における活動内容等について、ご報告をいただければと思います。

報告の順番ですが、精神部会、地域生活支援部会、就労支援部会、児童部会、権利擁護部会の順におおむね1分～2分程度でお願いします。それでは最初に、精神部会の平松部会長から御報告をお願いします。

【平松委員】

はい。精神部会長の平松でございます。資料に沿って簡単にご報告させていただきます。本年度は、事例検討をほぼ毎回行い、困難ケースを踏まえ、それに対してどういう支援が可能なのかをグループに分かれてディスカッションを行いました。今後も、引き続き行っていきます。

また、部会ではありませんが、主に精神障害のある方の当事者の会、ピア交流会を季節ごとに開催しました。自主的な当事者の組織であり、準備のお手伝い等を行っております。参加者が増えてきています。ピア交流会の中で、中心になって進めていらっしゃる方で、委員会ができております。

次年度になりますが、精神部会にピア交流会の代表者に参加していただくことを考えております。当事者のことは、当事者抜きに決めてはいけないというのが大原則だと思っております。当事者から積極的に様々な意見を出していただこうと考えております。先ほどの相談支援のご説明にありましてとおり、サービスを提供している側と受給者側では、全く違った見方も出てきます。意見の相違等があるかと思いますが、議論することは大事だと思っております。

既に基幹相談支援センターの報告や、高井委員からもご意見がありましたが、地域での支援を、どう協力して体制をつくっていくか等、ワーキンググループの活動で検討を進めております。これらを踏まえ、区や様々な関係機関に意見を共有したいと考えております。以上です。

【里村会長】

ありがとうございました。

次に、地域生活支援部会の高井部会長から、ご報告をお願いします。

【高井委員】

地域生活支援部会長、高井です。よろしくお願いいたします。地域生活支援部会は今年度2回、8月と1月に行いました。その他として、横のつながりをより深める目的のもと、障害者支援事業所交流会を2回開催させていただきました。

部会では、基幹相談支援センターが開設しましたが、それ以外に地域生活支援拠点として、基幹のみ単独で行うのではなく、区内事業者で地域生活支援拠点を構築し、より連携を深めて支援を進めていくということを、前年度より引き続き今年度も検討しております。江東区の地域性に即した地域生活支援拠点ができるように、今後も検討を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

【里村会長】

ありがとうございました。

次に、就労支援部会の青柳部会長から、ご報告をお願いします。

【青柳委員】

就労支援部会長の青柳です。よろしくお願いいたします。資料は8ページになります。皆様には、就労継続支援B型、就労移行支援、就労定着支援の事業所あるいは企業の方にお集まりいただき、障害者就労・生活支援センターの職員が中心になって、議題を整理しています。現状として、就労者や家族の高齢化が進んでいるので、支援の在り方、定着支援、あるいは工賃向上についての議題を議論し、それぞれの課題を出し、交流しております。

部会は年3回実施しております。就労の担当者、直接就労の定着支援や就労を応援してくださる担当者の方に集まっていたいただき、具体的なお話をさせていただいています。企業及び施設が抱える問題、就労選択支援という事業が始まりましたので、意見交換を行っています。以上です。

【里村会長】

ありがとうございました。

次に、児童部会の田村部会長から、ご報告をお願いします。

【田村委員】

児童部会長の田村です。10ページになります。児童部会は、障害の施策に関わる事業所や区の担当者、子ども家庭支援センターや特別支援学校の先生方、保健相

談所、教育委員会の方々など、多様な人に入っております。

今年度も本部会を2回、11月にワーキングを行いました。ワーキングは3つありますが、各1回ずつ会議を持っております。

1つ目が発達障害児ワーキングです。ここでは発達障害に係るお子さんの課題、あるいは保護者交流会の支援をしております。発達障害のあるお子さんの保護者交流会は、保護者の有志が中心になって会を企画及び運営をしておりますので、それを支援する形で、今年度2回行っております。

2つ目は家庭支援ワーキングです。事例検討を行い、課題の抽出を行っております。実際に家庭の保護者に障害がある、様々な精神的な問題等の課題があります。近年では、外国籍の家庭、母子家庭、父子家庭が増えていますのでこれらを踏まえ、事例検討を行っております。

3つ目は医療的ケア児ワーキングです。医療的ケア児の支援協議会ができておりますので、医療的ケアの対応は障害のみではなく、教育委員会あるいは保育支援課を中心に動いております。その背景の中で何が課題かを話し合っております。

その他、児童通所事業所連絡会を実施しました。これは、児童発達支援事業所と放課後等デイサービスを合わせた53の事業所に声をかけ、お集まりいただき、情報共有をしております。

今年度の活動をまとめます。1「発達障害児とその家族への支援の充実について」ですが、発達障害児の保護者交流会を必要な形で、保護者の有志とともにこれを担っておりますが、そこでペアレントメンターが江東区は3人だけです。保護者交流会を続けていく上では、ペアレントメンターの体制づくりも必要であると考えてきております。

また、発達障害者支援センターの充実も課題として挙げられます。専門の相談員の配置や、ペアレントメンターの育成機関、支援ができます。他区ではこういった取組を行っているので、その状況を把握していきたいと思っております。

次に、2「困難事例に対応するための障害児相談支援事業および個別支援会議について」になります。相談支援事業所が中心となり、個別支援会議を開き、様々な機関が協力し、助け合っていく形で進めていこうと考えております。困難事例に関して、早急に支援体制が取れる形を担っていきたいと思えます。そして、相談支援事業所・相談支援専門員の拡大が必要であると考えております。これらを基幹相談支援センターの中に、困難事例に対応する専門力を持ち、それを支える姿勢、協力体制が欲しいと思っております。

最後に、3「医療的ケア児の支援の充実について」です。区の医療的ケア児支援ガイドラインが制定しました。それにより、学校や保育園での受入れ体制が少しずつ整っていることは確かではあります。部会の中で扱っていく部分として、家庭支援ができるように、看護師が施設・機関で不在になるときの対応体制の整備、保護者が就労できるように、どういった支援が充実していくといいのかを検討していきたいと思っております。以上です。

【里村会長】

ありがとうございました。

最後に、権利擁護部会の増田部会長から、ご報告をお願いします。

【増田委員】

権利擁護部会の増田でございます。14ページをご覧ください。部会の概要として、会議は全部で4回、7月と9月と12月と2月に実施しました。

また、交流会を実施しました。この交流会が参考になるとのことで、今後も引き続き、交流会を実施したいと考えております。以上でございます。

【里村会長】

ありがとうございました。

それでは、今の各部会からの報告について、何かご意見、ご質問はありますでしょうか。

(尾上委員挙手)

【里村会長】

尾上委員お願いいたします。

【尾上委員】

身体障害者相談員の尾上です。内容と関係ありませんが、精神部会で、部会員の名簿の中に、その他当事者（障害者本人・家族）と書いてありますが、これはずっとこのように当事者が入るわけでしょうか。お教えてください。

【平松委員】

はい。精神部会長の平松でございます。以前、当事者が参加していた時期もございましたが現在は当事者の方は参加していません。

来年度からは、ピア交流会という実質的な組織ができたため代表者3名、部会参加していただきたいと考えております。様々な形で、検討していただくことになると思います。

また、当事者の職員でピアスタッフが他区では実施しており、随分増えています。しかしながら、江東区は実施していませんので、可能なところから、相談支援、就労継続支援B型事業所等で、ピアスタッフができるようになっていけば良いと思っております。次年度、部会にピア交流会の代表者に参加していただき、当事者の方の様々なご意見を踏まえ、支援する側、される側ということではなく、当事者も含めて一緒に考えていくことが重要になってくると考えております。以上です。

【尾上委員】

承知しました。

【里村会長】

ありがとうございました。

他に何かご意見、ご質問はありますでしょうか。

(発言なし)

【里村会長】

ご意見など出尽くしたようですので、この議題は終了とさせていただきます。

続きまして、議事5 「令和8年度における専門部会長会について」事務局より、説明をお願いします。

【障害者施策課施策推進係長】

施策推進係の廣瀬です。先月6日に専門部会長会を開催し、来年度の活動について部会長、副部会長の方々に説明し、ご意見を伺ったところです。資料5に基づき、令和8年度の専門部会長会における活動内容等についてご説明いたします。

初めに、1「専門部会長会の目的」です。各専門部会に所属する委員等から提出された「個別事例検討シート」をもとに個別事例検討会を実施し、そこから地域課題を抽出いたします。抽出された課題については、全体会へ報告し、各専門部会を通じて各委員へ共有・周知いたします。

次に、2「地域体制強化共同加算」の概要についてご説明します。この加算は、指定特定相談支援事業所が把握した利用者の個別の課題から地域の課題を抽出し、協議会に参画した上で、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築を行うことを目的とし、総合支援法に基づく基準に規定されているものです。

算定要件となる「地域自立支援協議会への報告」について、来年度より部会長会を報告の場と位置づけ、部会長会への報告をもって報告要件を満たすこととしたいと考えております。

各事業所よりご提出いただいた報告に対し、部会長会の皆様から助言・意見交換等をいただきたいと考えており、今年度から始めた各専門部会委員に提出いただいた個別事例を通しての地域課題の抽出に加え、重要な役割としてまいりたいと存じます。なお、加算請求のスキーム等の詳細は、今月13日に地域生活支援部会と共に実施いたしました相談支援事業者連絡会でも多少ご説明したところですが、まだまた調整中の部分もあり、改めてご報告をしたいと思っております。

次に、3「令和8年度における専門部会長会のスケジュール」の予定です。今年

度、専門部会の委員の皆様から多くの個別事例提出をしていただきましたが、今年度、取り上げできたのは一部のみでした。来年度は、今年度提出していただいた事例検討シートをもとに、引き続き個別事例から地域課題を抽出することを中心に進めていきたいと考えております。

なお、先日の部会長会では、部会長会が、個別事例そのものの解決を図るケース検討会議の場ではなく、複数の事例から見えてくる“地域全体としての課題”を整理する場である点を、改めて確認させていただいたところです。

具体的な進め方としては7～8月に第1回会議として、前回取り上げなかった個別事例を通じた課題抽出、10～11月の第2回会議では、課題整理と全体会報告内容の決定、来年1、2月の第3回会議では、次年度方針の検討を予定しています。

最後に、4「その他」です。今年1月に開設した基幹相談支援センター職員は引き続き地域自立支援協議会に参画し、各専門部会へも委員として参加させていただきます。説明は以上となります。

【里村会長】

ありがとうございました。

何かご意見、ご質問はありますでしょうか。

(発言なし)

【里村会長】

特に無いようですので、この議題は終了とさせていただきます。

続きまして、議事6 「令和8年度予算（案）について」事務局より、説明をお願いします。

【障害者施策課長】

障害者施策課長栗原です。資料6をご覧ください。令和8年度江東区の予算案の中から、障害者施策に係る部分について簡単に主なものご説明いたします。

1 ページ、医療的ケア児等の支援事業についてです。本区では、医療的ケア児を育てるご家庭の緊急時の預かり先の不足を解消するため、医療的ケア児等支援事業を新たに開始いたします。区内の医療的ケア児は年々増加している一方、保護者の疾病や冠婚葬祭など急な用事が生じた際に利用できる施設が限られております。令和7年度の当事者家族へのアンケートでも、半数以上が「緊急時の預け先がない」と回答するなどの状況が続いている状況でございます。

こういった課題に対応するため、区が委託する障害児通所支援施設において、開所時間外や閉所日に一時預かりを実施し、医療的ケア児1人当たり年間24時間まで利用できる体制を整備いたします。また、受入れ施設には備品購入費の補助も行い、安全な受入れ環境の強化に努めて参ります。事業開始は令和8年10月を予定

しております。これにより、緊急時でも安心して育てられる選択肢を増やし、保護者の不安と負担の軽減を図りたいと考えております。

次に、2ページになります。枠で囲われている内容が障害福祉に関する事業となります。星印が新規に実施する取組を示しており、丸印が既存事業をより拡充する取組となっており、記号によって確認できるように整理しております。幾つか抜粋してご説明いたします。

まず、1番目に記載のある重症心身障害児（者）在宅レスパイト支援事業でございます。本事業は、障害児通所支援施設の開所時間外に一時預かりを実施し、緊急時の受入れ体制を確保することに加え、当該事業の利用料を無償化することで、ご家庭の経済的負担を軽減したいと考えております。

上から3番目、障害者計画進行管理事業につきまして、先ほど御案内いたしました実態調査に基づき、第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画の策定を進めて参ります。

続いて、上から4番目の障害者意思疎通支援事業です。こちらは視覚障害者、聴覚障害者、失語症者など意思疎通の支援を必要とする方々を対象に、代筆・代読支援、失語者向け支援者の派遣等を実施しております。また、今年度から手話通訳オペレーターを介して区役所に問合せをすることができる手話リンクを区ホームページ上に新たに設置し、利用者の利便性向上を図って参りたいと考えております。

また、上から7段目に記載の手話通訳者養成事業ですが、初心者向けの手話講習会のコースを通年の入門コース・基礎コースに分け、開催回数を増やし、よりきめ細かい内容になっております。

続いて、下から3番目に記載の障害福祉サービス従事者確保支援事業では、若年層の人材確保と定着を促進するため、採用時34歳以下の職員に対して、勤続6年目まで家賃の一部を補助する制度を新たに導入しようと考えております。区では、従前事業も含めて引き続き、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指し、障害福祉施策の充実にしっかりと取り組んで参りたいと考えております。説明は以上でございます。

【里村会長】

ありがとうございました。

何かご意見、ご質問はありますでしょうか。

（ 発言なし ）

【里村会長】

特に無いようですので、この議題は終了とさせていただきます。

続きまして、議事7 「その他」、「障害者グループホームの整備状況について」事務局より、説明をお願いします。

【障害者施策課施設整備担当係長】

障害者施策課施設整備担当係長の三浦と申します。よろしくお願いいたします。
着座にてご説明いたします。

資料7をご覧ください。その他といたしまして、区で計画し進めております障害者グループホームの整備状況についてご報告をいたします。

区では、牡丹三丁目都有地における障害者グループホームの整備について、昨年2月、施工業者選定の入札を実施いたしましたが、不調となってしまいました。その後、区と整備運営事業者であります社会福祉法人睦月会で調整を重ね、3月5日に再入札を実施し、施工業者を決定することができました。つきましては、今後の整備のスケジュールについてお知らせいたします。

今後の整備スケジュールといたしまして、令和8年3月30日に着工の予定となりました。工事期間はおよそ1年で、来年2月に竣工する予定でございます。また、竣工後、開設準備期間を経まして、令和9年4月1日に開設という予定で今後進めてまいります。

また、整備概要といたしまして、計画に変更はございません。1「計画地」としては、お知らせしておりますとおり、牡丹三丁目25番6号、敷地面積としましては、811.38㎡となっております。

建物概要は、鉄骨造の地上3階建て、建築面積としては約520㎡、延床面積は約1,330㎡となっております。

施設概要としては、こちらも変更はございません。障害者グループホームで、日中サービス支援型で定員20名を予定しております。また、短期入所を定員3名、併設を予定しております。建物の1階部分には多目的室を整備する予定となっております。入居者のイベント、また、地域の方と交流できるイベントが開催できればと考えております。説明は以上になります。

【里村会長】

ありがとうございました。

何かご意見、ご質問はありますでしょうか。

(平松委員挙手)

【里村会長】

平松委員お願いいたします。

【平松委員】

平松です。江東区は障害者グループホームが少ないので、大変ありがたいと思っています。定員は20名ですが、どの障害を対象としているかを教えていただければ

ればと思います。

【里村会長】

事務局お願いいたします。

【障害者施策課施設整備担当係長】

はい。障害者施策課施設整備担当係長の三浦です。ご質問にお答えします。対象となる方は、障害支援区分5から6程度の知的障害者の方、もしくは身体と知的の重複障害をお持ちの方、医療的ケアを必要とする方、重度の障害をお持ちの方を想定しております。以上になります。

【里村会長】

平松委員、よろしいでしょうか。

【平松委員】

はい。

【里村会長】

ありがとうございました。

他に何かご意見、ご質問はありますでしょうか。

(発言なし)

【里村会長】

その他全体を通じてご意見、ご質問は、ありますでしょうか。

(発言なし)

【里村会長】

ご意見など出尽くしたようですので、この議題は終了とさせていただきます。

以上で、本日の議事が全て終了いたしました。委員の皆様におかれましては、貴重なご意見を多くいただき、ありがとうございました。

次回の地域自立支援協議会は、6月11日(木)を予定しております。詳細につきましては、日程が近づきましたら、あらためて事務局より、ご通知申し上げますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上を持ちまして、本日の会議を閉会といたします。長時間にわたり、ありがとうございました。